

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-①)

政策 ^(※1) 名	政策1:適正な行政管理の実施				担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、調査法制課、他4管理官等)			作成責任者名	行政管理局企画調整課長 佐藤 紀明 行政管理局調査法制課長 水野 靖久 他4管理官等		
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。								分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進し、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図ることにより、国民本位で時代に即した合理的かつ効率的な行政が実現されること [中間アウトカム]: ・業務改革が各府省において実施されること ・独立行政法人の共通的な制度が適正かつ円滑に運用されること ・行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開制度が適正かつ円滑に運用されること								政策評価実施予定時期	令和7年8月		
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
				基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)						
	業務改革の取組の推進	①	各府省に通ずる業務に係る実態及びその改善・改革のニーズの把握並びに改善取組の推進の程度 <アウトプット指標>	令和3年度末の時点の各府省に通ずる業務に係る実態及びその改善・改革のニーズの把握並びに改善取組の推進の程度 【令和3年度末時点において改善取組の推進等を行っている業務】 ・法制執務全体の業務フローの在り方に係る検証等	令和3年度	各府省に通ずる業務に関して実態及びその改善・改革のニーズを把握し、改善取組を推進	令和6年度	各府省に通ずる業務に関して実態及びその改善・改革のニーズを把握し、改善取組を推進	令和4年度	令和5年度	令和6年度	総務省は、令和元年12月に設けられた「業務の抜本見直し推進チーム」において、内閣官房と連携し、各府省等の業務プロセスの見直しを推進している。業務見直しについては、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定、令和3年1月29日一部改正)においても位置付けられており、各府省等への業務見直しの更なる推進を行う必要があることから指標として設定 法制執務全体の業務フローの在り方等に係る検証等については、令和3年6月に取りまとめられた「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム取りまとめ」において、総務省やデジタル庁において、内閣法制局や各府省庁と連携し、検証を進めることが位置付けられたところ
政府全体の行政サービスの質を向上させるとともに行政運営の効率化を実現すること	毎年度行う「公共サービス改革基本方針」の見直しに向けた取組を推進し、公共サービス改革法の基本理念である、より良質かつ低廉な公共サービス実現のため、市場化テストの運用に的確に関わることにより、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととするプロセスを促進すること	2	終了プロセス等に移行した事業の割合 <アウトプット指標> ・終了プロセス:公共サービス改革法の対象から外し、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととするプロセス ・新プロセス:公共サービス改革法の対象であるものの、監理委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的な入札・契約に委ねるプロセス	62%	令和3年度	70%	令和6年度	64% (271/421) ※271事業中、終了プロセス:270 新プロセス:1	67% (290/431) ※290事業中、終了プロセス:290 新プロセス:0	70% (310/441) ※310事業中、終了プロセス:310 新プロセス:0	公共サービス改革法の趣旨・目的は、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することにあるところ、官民競争入札等監理委員会の指摘・指導等を踏まえ、市場化テストの実施の在り方等に関して見直しが行われた結果、公共サービスの質の向上、経費削減等の良好な実施結果が得られた事業については、終了プロセス等に移行することとなるため、当該終了プロセス等に移行した事業の割合を指標として設定する。	

<p>独立行政法人の共通的な制度の適正かつ円滑な運用の確保</p>	<p>独立行政法人の共通的な制度を運用するに当たった課題等の把握と対応</p>	<p>③</p>	<p>独立行政法人の信頼性及び政策実施機能の最大化に向けた共通的な制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 <アウトプット指標></p>	<p>令和3年度末の制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度【令和3年度末時点において把握している課題】 ・A以上の評定を取得することが困難な事務・事業の目標策定・評価の工夫 ・特例随意契約制度の運用事項の改善 ・独立行政法人の事業報告書について取組状況の把握 ・見直しを行った制度の周知(平成30年度から継続)</p>	<p>令和3年度</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>令和6年度</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、改革の目的として「大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図る」とされた。この改革の成果を発揮し、独立行政法人が経済成長や国民生活の向上に最大限貢献できる環境を整備するためには、平成27年4月以後の新たな独立行政法人の共通的な制度の運用実態、その課題等を適切に把握し、必要な対応をしていくことが求められていることから、指標として設定</p>
<p>行政手続制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図ること</p>	<p>各府省や各地方公共団体において、法の狙いや制度趣旨に沿った運用が徹底されるよう、取組状況を把握し、研修・情報提供等を実施</p>	<p>④</p>	<p>行政手続制度の普及 <アウトプット指標></p>	<p>各府省や各地方公共団体において、法の狙いや制度趣旨に沿った運用が徹底されるよう、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>令和3年度</p>	<p>行政手続法について、各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、必要な情報の提供を実施</p>	<p>令和6年度</p>	<p>各府省や各地方公共団体において、法の狙いや制度趣旨に沿った運用が徹底されるよう、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体において、法の狙いや制度趣旨に沿った運用が徹底されるよう、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体において、法の狙いや制度趣旨に沿った運用が徹底されるよう、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>行政手続制度の定着は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るために重要である。この制度の定着には、各府省や各地方公共団体担当者の資質の向上を図ることが肝要であると考えられることから、その取組状況を把握し、情報提供を行うことを指標として設定</p>
<p>行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、簡易迅速かつ公正な手続の下で、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保を図るとともに、制度の活用促進を図ること</p>	<p>各府省や各地方公共団体において、法の狙いや制度趣旨及び体制の確保並びに制度の利用促進を図るため、研修・体制整備・情報提供等を実施</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p>行政不服審査法の改善に向けた検討会最終報告(令和4年1月)において、政策評価・EBPMの手法を活用し、現状把握、評価、改善方策等の検討を実施した上で、今後実施する改善方策の狙いや目標、施策手段を整理しており、施策目標及び施策手段については、それを踏まえて記載している。 また、同最終報告においては、施策手段の効果を把握するために、施行状況調査等でモニタリングすべき事項を設定し、改善方策等の本格的な実施(令和5年度以降)を行ってから、5年を経過した時期を目安に結果を公表すべきとされている。本施策目標については、同最終報告に沿って評価を実施することが適当と考えられることから、事前分析表においては測定指標は設定しないこととし、今後、同最終報告に沿って施策手段の効果を把握し、評価を行うこととする。 (行政不服審査法の改善に向けた検討会最終報告) https://www.soumu.go.jp/main_content/000787650.pdf</p>

<p>国の行政機関等の情報公開制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	<p>各府省等において、開示請求事務が情報公開法の規定に沿って確実・効率的に処理されるよう、各府省等における課題を把握し、制度の趣旨の徹底や運用の改善・効率化を図るため、マニュアルの整備等の必要な対応を実施</p>	<p>情報公開制度の運用上の課題の把握、制度の趣旨の徹底や改善・効率化に向けた取組の進展 <アウトプット指標></p> <p>⑤ (参考データ) 国の行政機関等における情報公開制度において、期限内(※)に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等)</p> <p>※ 原則30日以内。延長した場合には延長期限内</p>	<p>各府省等において、開示請求事務が情報公開法の規定に沿って確実・効率的に処理されるよう、各府省等における課題を把握し、制度の趣旨の徹底や運用の改善・効率化を図るため、マニュアルの整備等の必要な対応を実施</p> <p>(参考データ) 行政機関:99.4%、独立行政法人等:99.5% (算定方法) ・行政機関:期限内163,987件、期限超過963件(99.4%) ・独立行政法人等:期限内8,398件、期限超過44件(99.5%) ※小数点第二位四捨五入 (令和2年度実績値)</p>	<p>令和3年度</p>	<p>各府省等において、開示請求事務が情報公開法の規定に沿って確実・効率的に処理されるよう、各府省等における課題を把握し、制度の趣旨の徹底や運用の改善・効率化を図るため、マニュアルの整備等の必要な対応を実施</p>	<p>令和6年度</p>	<p>各府省等において、開示請求事務が情報公開法の規定に沿って確実・効率的に処理されるよう、各府省等における課題を把握し、制度の趣旨の徹底や運用の改善・効率化を図るため、マニュアルの整備等の必要な対応を実施</p> <p>—</p>	<p>各府省等において、開示請求事務が情報公開法の規定に沿って確実・効率的に処理されるよう、各府省等における課題を把握し、制度の趣旨の徹底や運用の改善・効率化を図るため、マニュアルの整備等の必要な対応を実施</p> <p>—</p>	<p>各府省等において、開示請求事務が情報公開法の規定に沿って確実・効率的に処理されるよう、各府省等における課題を把握し、制度の趣旨の徹底や運用の改善・効率化を図るため、マニュアルの整備等の必要な対応を実施</p> <p>—</p>	<p>開示請求件数や期限超過事案が増加傾向にある現状を踏まえ、制度に対する国民の信頼を確保するためには、各府省の開示請求事務の現場における課題を把握した上で、当該課題の解消に資する取組を行って行くことが必要であり、かつ、当該取組は不断の実施が必要であることから、本指標を設定 (なお、参考データとして、期限内に開示決定等がされたものの割合を把握することとした。)</p>
---	---	--	---	--------------	---	--------------	--	--	--	--

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度				
(1)	行政管理実施事業(昭和21年度)	※5			1~5	※5	0001	
(2)	独立行政法人通則法(平成11年)	-			3	独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。		
(3)	行政手続法(平成5年)	-			4	処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。		
(4)	行政不服審査法(昭和37年)	-			-	行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。		
(5)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年)	-			5	国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。		
(6)	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年)	-			5	国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする。		
政策の予算額・執行額 (※3)		157百万円 (134百万円)	213百万円 (193百万円)	183百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						-	-	-

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照